



令和5年2月16日

中部地方整備局

不正又は不誠実な行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：株式会社 丸昇建設

業者の住所：三重県尾鷲市倉ノ谷町26-21

2. 指名停止措置期間：令和5年2月16日から令和5年3月15日まで（1ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲：中部地方整備局管内

4. 事実概要：

令和5年1月24日、(株)丸昇石材の元代表取締役は、中部地方整備局発注の資材調達にかかる一般競争入札を巡り、令和3年2月頃に中部地方整備局職員（当時）から入札情報入手し公正な入札を妨害したことにより、入札談合等関与行為防止法違反及び公契約関係入札妨害の容疑で愛知県警に逮捕された。(株)丸昇石材の元代表取締役は、容疑の対象となる行為が行われた令和3年2月当時(株)丸昇建設の代表取締役も務めていた。

令和5年2月14日、(株)丸昇石材の元代表取締役が、公契約関係入札妨害の罪で公訴を提起された。

5. 指名停止措置理由：

有資格業者である(株)丸昇建設の元代表取締役が公訴を提起されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）（以下「指名停止等措置要領」という。）別表第2第16号（下記参照）に該当する。

よって、本件については指名停止1ヵ月とする。

<指名停止等措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16. 代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

配 布 先 中部地方整備局記者クラブ

問い合わせ先

中部地方整備局総務部

経理調達課長 吉村 健

電話 052-209-6316(ダイヤルイン)